

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申請の際の留意点について

- 1 減額申請の対象となる住宅は、人の居住に用するもので、居住部分の床面積が家屋の床面積の1/2以上であること。ただし、別荘は対象外です。
- 2 耐震基準に適合した改修工事の際、リフォームや増築などの工事を同時に行ったため費用の区分が困難であるときは、設計書等により按分するなど合理的な方法で算出します。(詳しくは市役所税務課にお尋ねください。)
- 3 減額の範囲は住宅の120㎡相当部分までですが、二世帯住宅などの場合で戸数が複数ある場合は、それぞれ120㎡まで減額対象となります。
- 4 住宅耐震改修に伴っての家屋評価については、家屋の機能維持確保が目的であり維持補修の域を出るものではないので、基本的に再評価は行わないこととしています。ただし、増改築によって、機能が向上した場合又は利用空間が増加した場合などについては再評価の対象となります。